

令和6年度 板橋区住民防災組織活動方針（案）

1 住民防災組織の重要性

東京では首都直下地震等の大規模地震災害が危惧されている中、令和6年元日には、石川県能登地方にてM7.6（最大震度7）の大きな地震が発生し、多くの人々やまちに甚大な被害をもたらしたほか、現在においてもなお多くの住民が不自由な生活を余儀なくされている。

また、近年では、日本の各地で集中豪雨による被害が激甚化しているとともに、令和5年6月の集中豪雨では板橋区内においても浸水の被害などが発生している。

地震や風水害のような広範囲にわたる被害が同時多発的に発生した場合、公的機関による対応には限界があり、被害の拡大を防ぐためには、地域住民の主体的な活動によるきめ細やかな対応が重要である。

この「共助」の基盤となる存在が住民防災組織であり、災害時には防災活動の中核を担う、欠かすことのできない存在である。住民防災組織は、災害時における被害を軽減するため、地域の住民たちが「自分たちのまちは、自分たちで守る」という連帯感をもって防災活動に取り組む組織である。板橋区では町会連合会の協力を得て、昭和50年5月に住民防災組織を発足した。令和6年2月現在で、207団体が組織されている。

住民防災組織が率先し、平時においても防災活動や日々の訓練に取り組み、地域の様々な団体と連携し活動を行うことにより、地域への防災に関する意識付けが進むことをめざしている。

2 住民防災組織設置の目的

（1）自助・共助による災害時の体制強化

自己や家族の身を守ることにより、「救助される人」ではなく「救助する人」になるための自助の取組や、隣近所や地域でお互いに助け合う共助の取組を広げ

ていくことで、自分の身は自分で、自分たちのまちは自分たちで守るという防災意識の醸成を図り、自助・共助の実効性を高めていく。

(2) 防災知識及び技術の普及・啓発

防災訓練等を通じて家具類の転倒防止による家の中の安全対策、食料や水など非常備蓄品の準備、情報収集・伝達手段の確保など、身近なことから取り組むことのできる防災知識や初期消火・応急救護など防災技術の普及・啓発を行うことにより、防災意識の向上を図る。

(3) 地域で連携した防災活動

災害が起こったとき、自主防災組織は地域内でよりスムーズに連携し行動できるよう、学校や地域内にある事業所、マンションなどと協力し、災害時の連携を想定した訓練を行う。

3 住民防災組織に対する区の支援

(1) 運営助成金・育成助成金の交付

大地震等の災害に備えて住民防災組織が行う防災訓練、防災思想の普及等の防災活動に要する運営経費及び町会連合会が行う防災意識の啓発活動等に要する育成経費について助成する。

(2) 訓練奨励費の交付

地域住民が大地震及びその他の災害時において応急対策活動を効率的かつ機動的に実施出来るよう、各種の地域防災訓練を自発的に行うことを奨励するため、防災訓練1回につき1万円を奨励費として交付する。

(3) 災害対応力向上支援事業補助金の交付（Wi-Fi機器等補助金）

首都直下地震等の災害により地域の防災活動に支障が生じないよう、資器材の配備を推進するため、住民防災組織がWi-Fi機器等を購入する経費の2分の1額（上限7万5千円）を補助金として交付する。

(4) 木造住宅密集地域消火器購入補助金の交付

火災及び大地震時における初期消火態勢の強化を図るため、板橋区の木造住宅密集地域の木造住宅世帯に対し、消火器購入経費の3分の1額（上限1万円）を補助金として交付する。

(5) 防災資器材の貸与

災害時に迅速な災害対応を可能とすることを目的に、消火ポンプやリヤカー、発電機など、防災活動に必要な資器材等を貸与する。また、区が貸与したこれら防災資器材の格納のため、資器材格納庫を原則として各組織1基まで貸与し、設置や修繕、撤去に係る経費は区が負担する。

(6) 各種防災講習の実施

防災に関する基礎知識を習得し、地域防災の要となる防災リーダーを養成する「防災リーダー入門講習」や、不測の事態において命を救う技術を学び、普及するための「応急手当普及員講習」、救出技術や初期消火技術などを学ぶ「防災資器材取扱講習」など、防災関連講習を各種実施する。

(7) 防災セミナー講師の派遣

区内で活動する各種団体が主催する防災に関する講座・研修会・学習会などに、防災の知識を有する専門の講師を派遣する。区民へ防災意識を啓発するため、「避難所運営ワークショップ」や、「防災マップづくり」、「マイ・タイムライン作成」など様々な講演・ワークショップを行い、広く防災に関する知識及び技術のより一層の向上をめざす。（1団体につき年度内1回まで）

(8) 実践的な防災訓練・体験型の防災訓練の支援

避難所開設・運営訓練や災害時初動体制の図上訓練など、防災訓練がより実践的となるよう支援する。また、大規模な地震の揺れを模擬体験することのできる起震車及び火災発生時の煙を模擬体験する煙体験ハウスを訓練に派遣する。

(9) AR・VR機器の貸出

幅広い層の参加を促し、訓練の充実を図るため、AR（拡張現実）やVR（仮想現実）といった最新デジタル技術により、消火体験や避難所体験などを行うことのできる機器を貸し出す。

(10) 訓練用資器材の貸出及び取扱指導

マンホールトイレや炊き出しセット、水消防器など、訓練で使用する資器材を貸し出すほか、必要に応じて地域防災支援課職員が取扱方法等の事前指導を実施する。

(11) 住民防災組織への連絡体制の強化

令和元年台風19号の教訓を踏まえ、住民防災組織への情報伝達体制の強化を図るため、地域センターなどと連携し、迅速な情報伝達ができるよう訓練を行う。情報伝達訓練に加え、区防災メールへの登録の普及啓発を図る。

4 防災事業の実施

(1) 東京都・板橋区 合同総合防災訓練・・・令和6年9月1日（日）

板橋区、東京都、各防災機関との連携の強化及び自助・共助に基づく地域防災力の向上を図るため、都立城北中央公園にて、東京都と板橋区の合同総合防災訓練を実施する。

(2) いたばし防災^{プラス}フェア・・・令和6年9月1日（日）

幅広い層に防災への意識を高めてもらうことを目的に、訓練コンテンツと集客コンテンツを提供する防災意識啓発イベントを開催する。令和6年度は「東京都・板橋区 合同総合防災訓練」に合わせ、上板橋ブロックにて開催予定。

(3) 板橋区総合防災訓練・・・令和7年3月9日（日）

東日本大震災による甚大な被害及び教訓を風化させないため、3月の第2日曜日に全18地区で実施する。より実践的かつ効果的な訓練内容になるよう、避難所開設訓練を取り入れるなど、各支部の町会・自治会長会議等の機会において訓練計画を協議する。

（4）地区別防災マニュアルの改定

平成 25 年度から 27 年度に全 18 支部にて策定した、地域の特性に応じた地震対策をまとめた「地区別防災マニュアル」について、令和 6 年度から 8 年度にかけ順次内容を更新するほか、水害対策を追加するなどの改定を行う。各年度において 6 支部ずつを対象とし、ワークショップの運営及びマニュアルの印刷・配布などを行う。

5 住民防災組織の取組紹介

（1）水害を想定した車両による避難訓練

主催団体：新河岸水害対策研究会、西台北町会、新河岸一丁目自治会、新河岸八号館自治会、新河岸九号館自治会、新河岸二丁目自治会、新河岸町会、都営新河岸団地自治会

訓練会場：新河岸小学校、北野小学校

訓練概要：地元のバス・タクシー事業者や葬儀社等の協力を得て、集合場所である新河岸小学校から避難所として想定した北野小学校まで、高齢者等要支援者を含めた約 100 名の車両避難を行い、避難過程における課題を抽出。実効性のある水害避難ルールブック作成をめざした。

（2）タクシーを活用した要支援者の避難訓練／学校での避難所見学ツアー

主催団体：常盤台三丁目町会

訓練会場：上板橋第三中学校

訓練概要：区と協定を締結しているタクシー事業者が、避難行動要支援者を訓練会場となった学校まで移送する訓練を行った。また、会場となった上板橋第三中学校では、避難所見学ツアーや防災クイズなどを実施。実施にあたっては、同校の生徒も運営に参加した。

（3）夜間の避難所開設訓練

主催団体：清水朝日町会、清水町会、清水町睦町会、清水宮本睦会、蓮沼東町会、蓮沼仲町会、蓮沼西町会、稻付自治会

訓練会場：志村第三小学校

訓練概要：夜間の地震発生を想定し、安否確認から避難所の開設までを実際の手順に沿って体験した。訓練には、各町会から 15 名程度の住民が参

加したほか、消防署や消防団、会場となった志村第三小学校の校長、地元のPTA及びおやじの会など多様な団体が協力して行った。

(4) 小学5年生対象 地域合同防災教室

主催団体：加賀小学校、ICS（板橋区コミュニティ・スクール）委員会

協力団体：稲荷台自治会、JR東日本十条社宅自治会、本町上町会、本町坂町会、板橋消防団第4分団

訓練会場：加賀小学校

訓練概要：AED体験、消火器体験、防災講話などの実際の活動を通して、5年生児童だけではなく、保護者や地域全体の防災意識を高めることができた。また、加賀小学校の学区域で行ったことで、隣接する支部の町会・自治会など近隣団体が連携した実践的な取組となった。